

No	分類	ご意見	意見提出者	文書番号	回答案
52	4	同一カテゴリーの異なるタイプの食品について日本が規定した残留基準が、多くの差を生じていることは、全く非合理的である。 理論上、CAPITA毎の1日当たり摂取量は非常に異なっており、事実、日本で設定されるこれら食品に規定される基準は、多少大雑把であることが見受けられる。主として輸入に頼るこれら製品には、関連してより厳しいものである。明白なことは、規制案に貿易識別が存在していることであり、このことは、WTOの非識別規定に反するものです。例えば、牛と豚は共に哺乳動物に属しているが、アラマイシン(39)の残留基準は、豚で0.006ppmであり、しかるに牛は0.1ppmである。他の例では、鶏とそれ以外の食鳥では、共に家禽に属するが、タイロシン(659)の基準値は、鶏について0.05ppmであり、他の食鳥については0.2ppmである。[原文英語]	Chinese Government	134	今回の暫定基準の設定にあたっては、WTOのSPS協定にマンデートを持つCodex基準を優先的に採用し、以降、国内基準がある場合は国内基準を、さらに国内基準がない場合は参考にしているものであり、輸入品、国産品の観点で残留基準を設定しているものではありません。
53	5	加工食品への基準の適用が不明確。国際的に採用される濃縮係数などを採用するべき。スパイスに対する基準が存在しないが、加工食品にどのように適用するのか。諸外国及び輸入者に対する指導指針を示すべき。[原文英語]	The United States Government	142	No.54と同じ。なお、「国際的に採用される濃縮係数」があるのであれば、参考とするので具体的に教示願いたい。
54	5	加工食品の基準適合性に関して、どのように判断するのか。[原文英語]	California Farm Bureau Federation ·Australian Government	12·133	基準適合性の判断については、原料として用いた食品の基準適合の有無にありますが、事前スクリーニングとして、原材料の使用比率や濃縮係数等による判断基準を、施行通知等において明確化することとします。
55	5	加工品において基準を超える農薬が検出された場合、単品の野菜原料を使用しているのであれば、原料野菜への換算は可能であるが、複数の原料を使用した場合、原因野菜への換算が不可能な場合が想定される。この場合の取り扱いは？(同旨3件)	小川邦彦・輸入冷凍野菜品質安全協議会(凍菜協)・マルハ株式会社	18·96·100	No.54と同じ。
56	5	カルバリルの「乳製品」について範囲を明確にする必要がある。 別表3加工食品中の農薬残留基準一覧の基準値案において、「乳製品」に対するカルバリルの基準値案が0.1ppmとされている。一方、乳製品の原料である「牛の乳」のカルバリルの残留基準値案は0.05ppmとされている。当該基準値案はコーデックス基準に準拠したものであるとされているが、乳製品の製造に使用する「牛の乳」は品目により使用量が異なる。例えば、全粉乳は「牛の乳」を約10倍に濃縮されることから、「牛の乳」の基準値案:0.05ppm以下の原料である「牛の乳」を使用したとしても、「乳製品」である全粉乳中のカルバリルの残留量は基準値案以下になってしまう。 このような矛盾を解消するためにも「乳等省令」において定義がなされている乳製品とコーデックスにおいて使用されている「乳製品」の違いを明確にし「乳製品」の範囲を具体的に明示する必要があると考える。	(社)日本乳业協会	84	カルバリルの「乳製品」に関する基準は、Codex基準から削除されたことから、暫定基準の案から削除することとします。
57	5	加工食品である乳製品の生乳換算係数を策定されたい。 乳製品から一律基準を超えた農薬等が検出された場合であって、その検出農薬等が原料である生乳と考えられる場合には、生乳の使用割合から生乳中の当該農薬等の含有量を推定し、当該乳製品の適否を判定するものと理解している。 判断に齟齬が生じないよう、基本的な乳製品(脱脂粉乳、全粉乳、バター、チーズ等)について、「生乳換算係数」を策定することが重要と考える。	(社)日本乳业協会	84	No.54と同じ。

No	分類	ご意見	意見提出者	文書番号	回答案
58	5	乾燥野菜を生と同じにする為に水を加える時の倍率の問題ですが、現在基準にしている物が生の野菜の水分含有を測って、その分の水を加えて生と同じ状態にして測る、と思われますが、乾燥野菜の本当の水分値が変わってきます。乾燥野菜は可食部分だけを使用しており、生のそのままの物より2割位カットされていますので、最終加水は8倍より少し増えてくる物となります。8.5倍するのと、8倍するのとでは、残留基準値で違いが出てきてしまいます。下記の表(略)で示しましたように各野菜によって数値にはばらつきがでます。従いまして各乾燥野菜ごとに最終加水分値を設定いただくかまたは10倍程度に設定いただけないでしょうか。なお、各基準値表ごとにその設定値を注釈として記載いただけないでしょうか。	日本乾燥野菜協会	82	ご指摘の点も踏まえ、調査研究したいと考えますが、違反の判断根拠はあくまで原料とした野菜の基準適合の有無であって、水分含量による判断はその事前スクリーニングであることをご理解下さい。
59	5	原料用の濃縮果汁、野菜濃縮汁について確認いたします。加工食品中の残留基準(案)が設定されており、その中に、具体的な果汁名として「りんごジュース」、「柑橘類ジュース」、「オレンジジュース」、「ぶどうジュース」、「トマトジュース」などの名前が見られます。原料に使用されているものとしては、その他にも多くの果汁、野菜汁があります。この場合の取扱いの考え方としては、第1案が提案された時点での説明がありましたように、農産物に設定された残留基準をもとに判断して良いとの解釈でよろしいか。即ち、8倍濃縮の「ピーチジュース」の場合には、基準値の8倍をその判断基準として良いでしょうか。	日進通商株式会社	103	No.54と同じ。なお、ご指摘の8倍濃縮の場合には、基準値の8倍が目安となります。
60	5	現行案の加工食品中、果汁に関して「柑橘類ジュース」、「オレンジジュース」、「りんごジュース」及び「ぶどうジュース」の名称を用いているが、ここでいう「ジュース」とは、JAS法でいう「ストレート」及び「濃縮還元の果汁100%」のもののみを指し、「濃縮果汁」及び「果汁100%未満の果実飲料」は該当しないものと理解して良いか。もし、濃縮果汁及び果汁100%未満の果実飲料をも換算して対象とするならば、JAS法との関係で、「ジュース」という名称を用いるべきではない。	社団法人日本果汁協会	112	ご指摘のとおりです。
61	5	加工食品について、基準値(案)が設定されているものの以外については「個別の基準を設けず、原則として規格基準に適合した原材料を用いて製造され又は加工された食品は、流通を可能とする。」とされている。しかしながら、「規格基準に適合した原材料を用いて製造され又は加工された食品」である旨を確認することは、特に輸入品にあっては難しく、最終的には「製品」の分析によって判断せざるを得ないものと考えられる。更に果汁の場合には、当該果実の搾汁率や農薬等の果汁への移行率等の複雑な要素が介在している。については、原料果実の基準値を踏まえて、どのように「果汁の基準値」を算出すべきか具体的にお示し願いたい。	社団法人日本果汁協会	112	No.59と同じ。
62	5	「果汁の基準値」の算出方法を示すことが難しい場合には、全ての「果汁」(「ジュース」の名称は用いない。)の基準値に、原料である「生果」の基準値をそのまま準用する旨、何らかの形で明文化されたい。また、内容①で指摘した「濃縮果汁」及び「果汁100%未満の果実飲料」に基準値については、「ジュース」の値がある場合にはその値を用いて換算するのか、あるいは当該生果の値から改めて換算するのか否かについても併せて明文化されたい。	社団法人日本果汁協会	112	果実を搾って得られ、濃縮等の加工を行っていない果汁については、コーデックス基準を参考としジュースとして設定する場合を除き、原料である果実の基準を適用することとします。なお、「ジュース」の基準がある場合には、濃縮果汁等にあっては「ジュース」の基準を目安に試算することとなります。
63	5	濃縮果汁、還元果汁及び果汁100%未満の果実飲料(表示された果汁含有量)の基準値算定に際してはブリックス値を用いて換算して良いか。良いとすれば、基準ブリックス値はCODEXに基づく値ではなく、JAS法に基づく値(例:オレンジ果汁の場合11° Brix、りんご果汁の場合10° Brix)を用いられたい。	社団法人日本果汁協会	112	JAS品については、JASの規定を目安とすることになります。

No	分類	ご意見	意見提出者	文書番号	回答案
64	5	加工ポテトは、日本の暫定基準はどのように適用されるのか教えてもらいたい。以前確認した際には、検体を水に戻して検査をし、生鮮ポテトの基準を適用すると理解している。このことを文書によって示してもらいたい。[原文英語]	National Potato Council	3	加工ポテトの加工の度合いによるが、水分含量等の調正をしたうえで、生鮮ポテトの基準を目安にすることとしている。
65	5	加工食品としての「全粒粉」の定義を明確にすべきである。(同旨3件)	日本製粉株式会社・株式会社日清製粉グループ本社・製粉協会	43・46・127	「全粒粉」については、小麦など原料となった穀物の基準を適用することとします。
66	7	一律基準に関して、リスク管理措置としての考え方を採用するべき。	日本生活協同組合連合会	144	一律基準値に関しては、2次案で寄せられた意見も添えて、食品安全委員会に食品健康影響評価を依頼することを考えています。
67	7	発ガン性を有する物質であっても、毒性学的閾値以下であれば安全とする記載は適当でない。	日本生活協同組合連合会	144	No.66と同じ。なお、ご指摘の点については、10^-6の危険率での試算であることを明示しています。
68	7	一日摂取許容量(ADI)の設定された農薬等(農薬、飼料添加物、動物用医薬品)と未設定あるいは毒性の問題から取り消された農薬等に対して、同一の一法律基準値を設定することは、法第11条第3項の趣旨に反する。 【提案】 ADIの設定されている農薬等とADI未設定の農薬等で異なる一律基準値を設定すべきである。(同旨2件)	農業工業会・日本水産株式会社	17・19	No.66と同じ。なお、ADIを設定できないとされたものについては「不検出」とすることとしており、一律基準の対象ではありません。
69	7	一律基準値の設定にあっては、対象となる農薬、飼料添加物、動物用医薬品の特性を考慮すべきである。すなわち、対象物質のうち約7割が「農薬」であるのに対して、極端に低い動物用医薬品のADIを考慮して一律基準案を提案している。特にADIが設定されている農薬には過度に小さな一律基準である。 【提案】 人畜に対する生理化学物質である動物用医薬品と農薬とは異なる一律基準値を設定すべきである。	農業工業会	17	No.66と同じ。なお、先に示した基本的な考え方においては、ご指摘の動物薬のADIに基づく試算以外にも種々の試算を行っており、また、EUでは本年1月に一律基準に相当するデフォルト(初期値)を農薬に対して0.01ppmと設定しています。
70	7	ポジティブリストに掲載されている物質については、いずれかの国で科学的な評価によりADIが設定され、それに基づく基準値の設定がなされた物質であるため、一律基準はNZの100ppbを用いることが妥当である。EUの10ppbは、動物に用いる化学物質でないことから過剰規制になりかねない。諸外国においても、基準値リストに掲載のない物質に対する厳しい規制の実施は行われておりますが、少なくとも基準値に掲載された物質については、特段の理由がない限り、10ppbといって厳しい規制は引いていないと思われます。再考をお願いします。	日本イーライリリー株式会社	122	No.66と同じ。なお、ニュージーランドの一法律基準はカナダのものを参考としたと説明されていますが、カナダでは見直しがなされているところと承知しています。
71	7	提案されている一律基準値は毒性などの情報が十分でない化合物を前提とされているようであり、また引用されているADIも0.03 ug/kg/day未満という非常に毒性の強い化合物を想定されています。動物用医薬品として農林水産省に承認される化合物は一般に十分な毒性の情報があり、ADIも引用されているものと比べてはるかに大きいものがほとんどです。残留基準値の設定はあくまでADIにもとづいておこなうのが科学的であり、高いADIが明らかになっている化合物について、とりわけ特定の組織について諸外国で残留基準値が設定されていないとの理由だけで、0.01 ppmの一法律基準値を設定するのは科学的ではないと思われます。	メリアル・ジャパン株式会社	105	No.66と同じ。なお、一律基準は参考とした国々で使用が認められないものに適用するものです。
72	7	「人の健康を損なう云々」、即ちdefaultの考えは、新規開発農薬や我が国リストに未登録な農薬(基本的にdefault故)に限定すべきである。	油糧輸出入協議会	85	No.66と同じ。なお、農薬等にあっては、使用できる作物等の範囲が定められており、それ以外の作物等については使用が禁止されているものと考えます。

No	分類	ご意見	意見提出者	文書番号	回答案
73	7	ADIの設定された国内登録農薬に対して、いたずらに低い一律基準値を適用することは適当でない。 本邦での登録農薬において、現行の一法律基準値案(0.01 ppm)より高い一律基準値(0.05 ppm)を適用することが妥当であり、また、それは設定されているADIから考えて人の健康を損なうおそれがないことは明らかである。	農薬工業会	17	No.66と同じ。なお、EUでは国内外の登録の有無にかかわらず、基準未設定のものには同一の一法律基準(デフォルト)を適用しているものと承知しています。
74	7	14年度の食品群別摂取量調査結果において、米以外の生鮮食品中最も多い食品は、「その他果実類」であり、その摂取量は全国で49.3g(最大の東北においては59.1g)である。 1.5 μg/dayを許容量の目安とすることが妥当であるならば、50gの食品から1.5 μg/dayに達するのに許容される残留値は平均で0.03ppmであり、従って実質上使用実態のない物質に対する一法律基準設定というのであれば、0.03ppmであっても、0.1ppmであっても見かけの摂取許容量に過ぎず、必ずしも0.01ppmであらねばならないという必然性はない。	株式会社ニチロ	121	No.66と同じ。先に公表した基本的な考え方では、ご指摘の1.5 μg/day以外にも種々の試算を公表しています。
75	7	多種の農薬に対し一律的に基準値を設定することは、リスク管理上の根拠が乏しいことから、現行法制度を生かして、基準値がすでに設定されている農薬及び同種の構造・毒性を持った農薬等については、最も低い作物の基準値をこれら農薬の一法律基準として採用することにされたい。 また、使用の可能性の低い農薬に一律的に0.01ppm程度の設定をすることは、リスク管理上の根拠に乏しく、0.1ppm程度が妥当と思われる(現在の残留農薬基準値は0.01ppm以上が84.8%を占めている)。 (同旨4件)	(社)日本冷凍食品協会・奈良県保健環境研究センター・株式会社ニチロ・輸入冷凍野菜品質安全協議会(凍菜協)	42-63-96-121	No.73と同じ。
76	7	「一部の農作物等には残留基準が設定されている農薬等が、当該農薬に関する基準が設定されていない農作物等に残留する場合」に一律基準が設定されることになるが、「上記以外の野菜」に対して残留基準値が設定されている農薬等は、一律基準設定の対象外として、「上記以外の野菜」に設定された残留基準値を基準値が設定されていない当該農薬に対する基準として採用していただきたい。	日本水産(株)	19	No.66と同じ。なお、「上記以外の野菜」は特定の範囲の野菜を示すものであって、一律基準とは性格を異にしています。
77	7	一律基準値の設定を、現行基準値、CODEX基準値、海外基準値などがある場合は、他の農産物にもそれらの基準値を勘案して、例えば1~0.01ppmの間で段階的に設定するなどの方法を取れないか検討いただきたい。段階的に設定されることで、一斉分析法により測定可能となる農薬数が増え、現場ではより安全確認がしやすくなるので検討いただきたい。この場合でも、もちろん毒性的観点を考慮することが必要である。(同旨5件)	農薬工業会・株式会社日清製粉グループ本社・キッコーマン株式会社・協和発酵工業株式会社・食品カンパニー・社団法人日本果汁協会	17-46-69-80-112	No.66と同じ。なお、段階的に設定する根拠は現在のところ見当たらず、また、EUでも前述のとおり、一律に定めています。
78	1	ニュージーランドにおいては、一律基準(0.1ppm)以下の残留であれば農薬が使用出来るので、使用が認められる範囲で、0.1ppmの基準設定が認められることを希望。[原文英語]	The New Zealand Food Safety Authority	135	No.31に対する回答と同様、参考とする基準値に追加しますので、個別具体的にご教示下さい。
79	7	人の健康をそこなうおそれのない量には、カナダの一法律基準を参考として0.1ppmを採用してもらいたい。 [原文英語](同旨2件)	The California Cherry Advisory Board・California Farm Bureau Federation	2-12	No.66と同じ。なお、カナダの0.1ppmについては、現在見直しが行われているところであると承知しています。
80	7	一律基準を0.01ppmに設定した場合、一斉分析法でカバーできる農薬等は1~2割程度と伺っている。「人の健康を損なうおそれのない量」を前提とし、一斉分析で相当程度カバーできるレベルの一法律基準を設定していただきたい。(同旨3件)	財団法人食品産業センター・味の素株式会社・(社)日本植物油協会	71-107-128	一律基準と分析法とは法的に直接の関係はなく、分析法は今後とも改訂していくものと考えています。

No	分類	ご意見	意見提出者	文書番号	回答案
81	7	一律基準対象薬剤によっては分析法の検出限界が一律基準値より高くなるものが多く出てくるものと推測されますが、その場合の一 law 基準値より高い検出限界に対する対応について明確な判断を示して欲しい。(同旨4件)	小川邦彦・雪印乳業株式会社・(社)日本輸入食品安全推進協会・キッコーマン株式会社	18・31・49・69	分析法は通知することを考えていますが、通知された以外の方法であっても、科学的に適正な方法で分析されたものであれば、その分析値は法的に有効であって、その値が一律基準値を含め基準値を超えていれば違反となります。
82	7	現在、一律基準値として0.01ppmが一人歩きしているようであるが、全ての農薬の規制値が毒性の観点からも0.01ppmである必要はないと思われる。また、GC/MS法より分析精度が高いGC/MS/MS法を用いても、検出限界が0.01ppm以上の農薬が多数あり、いわゆる公定法(個別分析法)で測定しなければならない農薬が多数てくる。しかし、公定法(個別分析法)では実際のコスト、手間の観点から測定したくてもできない場合が多いと考えられる。	キッコーマン株式会社	69	No.66と同じ。また、No.81もご参照下さい。
83	7	分析法の開発に当たっては対象薬剤の範囲が明示されていらず、[不検出]薬剤は分析法を公表することであるが、一律基準対象薬剤を含めて全ての薬剤(全世界で使用されている薬剤全て)について告示日までに公表されるのか、あるいは暫定基準値が設定された薬剤(669種)のみが公表されるのかを明確にしてほしい。 一律基準のみの対象薬剤の分析方法が公表されない場合、事業者側として対応ができないのではないか。その場合の何らかの判断基準を明示してほしい。	小川邦彦	18	不検出という基準を含め、基準を設定する農薬を公表することになります。なお、一律基準値の対象となる範囲は、①一部の農作物等には基準が設定されている農薬等が、基準を設定していない農作物等に残留する場合、②いずれの農作物等にも基準が設定されていない農薬等が残留する場合の2つに大別されますが、②のケースは法的には限定されておらず、特定することは不可能です。
84	7	FDAにおいては、項目毎に定量限界値を定義(資料略)し、各農薬によってそれらは異なっているが、0.1ppmの定量限界しか確保できないものが散見される。一律基準値に0.01ppmを設定することは、669物質の定量限界に対して0.01ppmを保証する定量方法が必要であり、これが確保困難な状況であれば、本制度の施行後において分析値や一律基準値違反と判断された食品の取扱いにおいて混乱が生じる可能性が高い。	株式会社ニチロ	121	No.80,81と同じ。
85	7	一律基準として、0.01ppmが設定された場合、分析方法としての定量限界は、その10分の1、又は5分の1を要求されるのでしょうか?農薬残留分析を行っている者として、定型分析として定量限界を確保できるのは0.01ppmであり、それ以上の低い定量限界を確保するためには、かなり高度な技術が必要になる。一律基準値として行政はどのような規制を考えているのか?0.01ppmを正確に測定する必要があるのか?分析上の定量限界0.1ppmの優位さとして確保できればよいのか。	廣田政隆	68	仮に0.01ppmとした場合、定量限界(LOQ)が0.01ppmであれば差し支えないものと考えます。いずれにしても、分析法は日々改良が加えられていくべきものと考えます。

No	分類	ご意見	意見提出者	文書番号	回答案
86	7	<p>文献1)~3)(略)において、ドリフト汚染のデータが示されており、農薬散布地から100ftの地点で5%、300ft地点で1%量のドリフトが確認されている。</p> <p>仮に2ppmの残留基準値が設定されている作物に対して1.5ppmのレベルで散布があり、隣の圃場からのドリフトが発生した場合、その5%として0.075ppmのドリフト汚染が周囲に発生することになる。</p> <p>また、文献4)(略)において、有機野菜に関する残留農薬のデータが示されており、有機野菜の25%から殺虫剤を検出したと報告されており、日本で栽培若しくは輸入される有機栽培農産物におけるドリフトや汚染レベルの実態調査等を踏まえた一律基準を設定するべきと考える。</p> <p>尚、現在わが国で設定されている食品中の残留農薬基準は約9000あり、そのうち0.01ppm以下のものは156(1.63%)にすぎないことも考慮すれば、一律基準値0.01ppmは過剰に厳しい数値レベルと言える。実質上の健康被害や危害の恐れが無い食品に対して、農薬等に関する社会の不安醸成や社会的損失を招かない為にも、一律基準は極めて危険な物質に適用される水準と同等の0.01ppmではなく、0.1ppm(全体の残留農薬基準値の約70%を占める水準)に設定すべきである。(同旨5件)</p>	農業工業会・マルハ株式会社・全日本菓子協会・全国ビスケット協会・株式会社ニチロ	17-75-83-100-121	No.66と同じ。なお、ドリフトによる具体的な残留値に関するデータは限られており、平成12、13年度に地方自治体や検疫所で行った検査結果等から見ても、著しく大きな影響が出るとは考えていません。また、仮に、ドリフトによる残留が大きいのであれば、その改良も検討されるべきものと考えます。EUでは本年1月、0.01ppmを一律基準として設定しております。
87	7	<p>海に流れ出た農薬等が沿岸で養殖された魚介類にどの程度蓄積され、消失にどれくらいの期間がかかるか等のデータは掲めていない現状があり、一律基準の数値によっては、社会的な混乱を引き起こすこともあります。このように実態把握が不十分な現状があることから、水産物への一律基準適用については、暫定的な値として検討を継続していただき、ADI、残留データに基づく弾力的な基準値設定をご検討いただき、運用に関しても回収の扱い等への配慮、罰則の猶予期間の設定等をご検討いただきたいと考えます。(同旨2件)</p>	マルハ株式会社・水産食品衛生協議会	100-113	No.66と同じ。なお、一律基準は残留実態に基づき決めるものではありませんが、環境省の調査結果等をみても、ご指摘のような事態は限られているものと考えます。
88	7	<p>一律基準値が0.01ppmに設定された場合、輸入野菜の違反率が増え、包括的な輸入禁止または輸出国の自主的な輸出制限など、野菜等の違反率が増え、包括的な輸入禁止または輸出国の自主的な輸出制限など、野菜等の流通面における経済的な損失が大きくなる恐がある。国外での使用実態が不明な現時点で、一律基準値0.01ppmは過剰な値ではないか。</p>	輸入冷凍野菜品質安全協議会(凍菜協)	96	No.66と同じ。なお、EUでは国内外の登録の有無にかかわらず、一律基準(デフォルト)を適用することを決定したと承知しています。
89	7	<p>ドイツ0.01ppm、アメリカ0.01~0.1ppm(運用上)、EU0.01ppm(提案)の事例が紹介されているが、それぞれの国における具体的な運用実態(検査回数、検査頻度、違反率、違反した際の対処方法に関する作物ごとの状況、違反品に対する社会の反応と対処法等)詳細の公開を希望します。</p>	株式会社ニチロ	121	先に示した基本的な考え方においてその実態に関する情報を示していますので、ご参照下さい。
90	7	一律基準について、科学の進展を考慮した見直しを行るべきである。	日本生活協同組合連合会	144	ご指摘のとおりと考えます。
91	8	対象外物質のうち、食品安全基本法第11条に基づく食品健康影響評価によりADI設定不要とした物質と対象外物質の考え方の関係が不明確。	日本生活協同組合連合会	144	対象外物質の考え方として、その残留の程度からみて、農薬等が残留する農畜水産物が人の健康を損なうおそれがないことが明らかである物を対象とすることとしており、食品安全基本法第11条に定める食品健康影響評価において、許容1日摂取量(ADI)の設定が不要とされたものについては、残留基準(MRL)の設定もまた不要であり、このような農薬等については対象外物質として取り扱うこととしたものです。なお、ADIとMRLの考え方については、JECFAにおいても同様な考え方方が示されています。

No	分類	ご意見	意見提出者	文書番号	回答案
92	8	対象外物質を設定する概念及び規定の整備をするべきである。例えば、対象外物質のリストに掲載がなく、暫定基準値がない物質の取り扱いはどのようになるのか、検討を要望する。	日本生活協同組合連合会	144	対象外物質に関する考え方は既に示したとおりですが、ご指摘のケースでは、汚染物質等を除き、一律基準の対象となります。
93	8	対象外物質に、米国の対象外物質のすべてを採用すべき。すべてを採用した上で、日本側で問題と考えるもの除外し評価すべき。[原文英語]	The United States Government	142	対象外物質については、使用方法等の制限を付与することは困難なことから、海外において残留基準を設定する必要ないとされている物質のうち、使用方法等に制限を設けない農薬とすることとしています。
94	8	わが国で、飼料添加物として指定されているビタミン類32種類およびアミノ酸類12種類が農林水産大臣から指定されていることから、これらのビタミンおよびアミノ酸類についても対象外物質として明記されたい。	(社)日本科学飼料協会	22	採用する方向で検討します。
95	8	対象外物質の案は示されたが、暫定基準案と同様に物質・薬品名のリストを作成していただきたい。	日本水産株式会社	19	分類名等で示しているものについては、通知により例示するなどの方法によって、より具体化を図ることとします。
96	8	対象外物質リストの確定と定期的な見直しを行うべき。	日本生活協同組合連合会	144	ご指摘のとおりと考えます。
97	9(5)	厚生労働省が公表した「国外で使用される農薬等に係る残留基準の設定及び改正に関する指針」により、日本で物質がどのように評価され、規則がいつ適用されるかについて情報を頂きたい。[原文英語] (同旨3件)	California Table Grape Commission • California Farm Bureau Federation • The United States Government	5・12・142	指針に基づき申請された物質については、食品安全委員会におけるリスク評価の後に、薬事・食品衛生審議会における審議を経て、一定の周知期間の後に施行されます。
98	9(5)	JECFAは生乳ベースにおけるMRLを勧告しているが、脂溶性物質では、脂肪中の残留濃度は全乳に比べ25倍もの高濃度となる可能性があり、チーズ、バターなどの高脂肪含有加工食品中の非常に高い残留濃度のつながる可能性がある。この点について検討すべきである。	日本生活協同組合連合会	144	脂溶性物質に関する取扱いについては、現在、国際専門家会議(JMPR、JECFA)において検討がなされており、この検討結果を踏まえた対応が必要であると考えます。
99	9(6)	収穫後使用される防かび剤に対する国際規制との整合。[原文英語](同旨4件)	California Cherry Advisory Board • California Farm Bureau Federation • Australian Government • The United States Government	2・12・133・142	我が国の食品衛生法においては、収穫後使用される防かび剤は農薬であるとともに添加物にも該当しますが、その基準設定等に要する資料、時間は同じであることから、個別具体的に照会下さい。
100	9(6)	設定される基準値に対して十分にリスクコミュニケーションを図っていただきたいと考えます。特に基準値以下にもかかわらず、検出されたことに消費者等が過剰に反応しないように、ADIの意味するところを公知するなど、今後も引き続き消費者等への「食育」に注力いただきたいと考えます。(同旨多数)	日本水産(株)、JFIC(Japan Food Information Center)、(社)日本輸入食品安全推進協会、他	19・38・49、他	消費者等とのリスクコミュニケーションについては、今後とも対応を行っていきたいと考えます。
101	9(6)	制度に対する理解を生産者・製造者のほか、東南アジア諸国などに対して働きかける。	日本生活協同組合連合会	144	制度に関しては、FSG等を通じ諸外国に対して周知を図っているところであり、今後とも機会に応じ理解を求めて参ります。

